

保護者様

各務原市教育委員会  
教育長 加藤 壽志

## 令和 年度 食物アレルギー等による給食対応申請について

学校給食において食物アレルギー等による配慮を希望される場合、給食対応の申請をしていただく必要があります。

つきましては、下記のことにご留意いただき、「令和 年度 食物アレルギー等給食対応申請書」等を提出してください。

※なお、食物アレルギー等により、給食時に原因食品を自分で除去する場合や、詳細な献立表を必要とする場合においても申請書等の提出をお願いします。

### 記

#### 1. 対象者

食物アレルギー又はその他の疾病による給食対応は、医療機関で治療を受け、主治医から食品除去や食事制限の指示を受けて、家庭でも除去食や食事制限を実施している児童生徒を対象とします。

#### 2. 提出する書類

学校に以下の書類を提出してください。

「学校給食 食物アレルギー等給食対応申請書」

「食物アレルギー等個人調査票」

「学校生活管理指導表」

※受診及び証明等にかかる費用は保護者負担となります。

※その他の疾病における給食対応では、医師の証明により「学校生活管理指導表」の代わりとすることも可能です。

#### 3. 給食対応の決定

保護者からの申請及び学校との面談の結果により検討のうえ、「学校給食 食物アレルギー等給食対応決定通知書」にて決定内容をお伝えします。

申請された給食対応が集団給食の運営の限界を超える場合は、家庭からの持参食を依頼します。

#### 4. 給食対応の内容

給食対応	内容	給食費の取扱い
給食時に原因食品を自分で除去する	・保護者が提出する除去食品や食べない料理を明記した「献立表」をもとに、除去を見届ける。	・返金しない

牛乳（飲用）の停止	・牛乳（飲用）を停止し、喫食していないことを見届ける。	・返金する
主食の停止 （米飯・パン・ソフト麺）	・主食を停止し、保護者が提出する食べない主食を明記した「献立表」をもとに、除去を見届ける。	・主食の種類（米飯・パン・ソフト麺）ごとに精算し、食べない分を返金する。ただし、パン・米飯の種類別の停止による返金はしない。
家庭からの持参食	・保護者が提出する食べない料理を明記した「献立表」をもとに、除去を見届ける。 ・保護者から要請のある場合は、職員室等で管理する。	・牛乳（飲用）、主食の停止については上記のとおり返金する。 ・年間を通して給食を停止し、持参食のみの場合は徴収しない。
調理による除去食の提供	・除去食は、基本的に調理の最後に入れる食品除去とする。（例：かき玉汁の卵等） ※除去食の対応基準に基づきます。	・返金しない

※「学校生活管理指導表」または「医師の証明」が提出され、上記の給食対応の内容（給食費の取り扱い）に基づいて給食費の返金をしますが、それ以外については返金の対象としません。

## 5. 給食対応の継続

対応期間は1年です。継続を希望される場合は、再度申請が必要です。

※医師の証明等についても、対応期間は1年です。

## 6. 給食対応の解除

食物アレルギー等が改善され、給食対応の解除を希望する場合は、「給食対応解除届」を提出してください。

## 7. 対応実施時の保護者をお願いすること

- ①栄養教諭等から配布された「献立表」で除去する食品や食べない料理をチェックし、「献立表」に必要事項を記入して学校へ提出する。 ※牛乳の停止では必要ない。
- ②児童生徒本人に、当日の給食除去についてよく理解させる。
- ③毎日、本人の体調を把握し、状況に応じて学校に連絡する。
- ④状況により、家庭から持参食を用意する。

## 8 お願い

決定した給食対応については、関係職員が連携をとり細心の注意をはらって行いますが、あくまでも集団給食の実施が優先されます。

また、何らかの手違いで誤食してしまうことも考えられます。その場合の対処については、学校との面談時に確認させていただきますので、ご理解ください。

なお、ご理解が得られない場合は、家庭からの持参食をお願いすることになります。